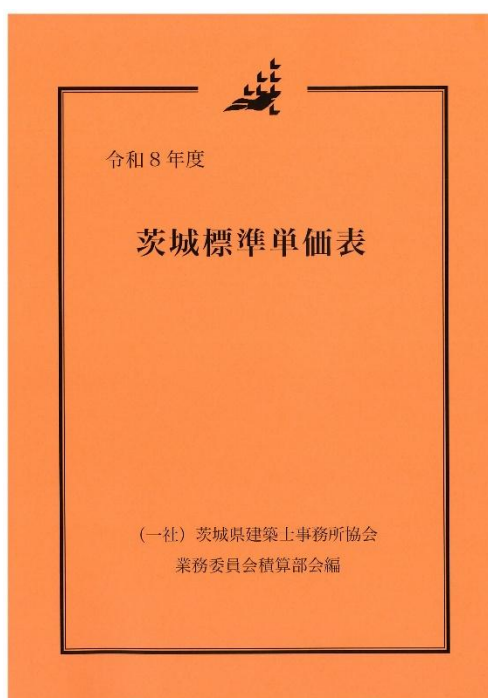


# 茨城独自の基準、最新版！ 利益を守る適正見積もいにお役立てください。

## 令和8年度 茨城標準単価表



A4判 令和8年5月発行

定価：8,000円（税込）**会員価格：6,000円（税込）**

一般社団法人 茨城県建築士事務所協会

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町 978-30 建築会館 2階

## 「茨城標準単価表」について

1. この茨城標準単価表（以下標準単価表）は、概ね次の建築構造を想定したものである。
  - (1) 第1章－官公庁・大規模用（主にRC・S・SRC造）
  - (2) 第2章－民間・小規模用（主に木造）

2. 対象工事の仕様

この標準単価表は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」に準拠する。（木造を除く）

3. 歩掛り単価について

この標準単価表は概ね「公共建築工事積算基準の解説－建築工事編」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に準拠し、材料価格については「積算資料」及び「建設物価」を参考として採用したが、市場性・購入数・量、地域、建築規模、及びそのグレード等により流動性があるものである。

4. 運用について

- (1) 不記載単価について

不記載単価については、条件の設定・資材市況により流動性の高いもので時宜・適切な判断を求められるものである。

- (2) 対象外工事について

前記不記載単価に準じ、適切な独自の判断によるものとする。

- (3) 物価の変動等に伴う修正

この標準単価表は特定の或る時期に調査判断したもので決定的なものではない。社会情勢による物価の変動・基準規格の改正等には特に留意の上利用ください。

また、資材価格・労務単価の大幅な上昇が予想されるため、都度単価資料等の確認が必要となります。

- (4) 改修工事の積算に用いる単価について

執務並行改修の場合は、施工者が執務環境に配慮等しながら施工を行うことを前提とし、適切な単価の補正が必要となります。詳細は茨城県土木部営繕課・国土交通省HPで確認ください。

- (5) 週休2日制促進工事における単価の補正

公共工事においては「週休2日制促進工事」対象となる場合が多くなってきているため、第1章については、週休2日補正後の単価を採用しています。また、第1章-1 労務費では週休2日補正後単価と補正ナシ単価を記載しているので参考としてください。

第2章については従来通りの単価を採用しています。「週休2日促進工事」の対象

となる場合の補正係数・詳細については茨城県土木部営繕課・国土交通省のHPを参照ください。

(6) 公共建築工事積算基準類の改定

国土交通省では、専門工事業者等の諸経費の率や一般管理費等率など、積算基準類の改定が行われました。

詳細については国土交通省のHPを参照ください。

(7) その他

この標準単価表の利用に際しては設計の都度・工事の精度・質・量・時期等を考慮し、さらに地域性を加味した施工性等を検討の上、実勢価格をより具体的に把握して利用されんことを願うものである。